

死刑執行に対する会長声明

2016年3月25日、大阪拘置所および福岡拘置所において、死刑確定者各1名に対する死刑が執行された。岩城光英法務大臣は、昨年12月18日にも2名の死刑執行をしており、就任後わずか5カ月間に2回、計4名の死刑執行を命じたことになる。2012年12月に発足した第2次安倍内閣で見ると、今回が9回目の執行であり、計16名が執行されたことになる。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止または停止している国は140か国に上り、いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみである。その中でも、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止しており、米国の19州は死刑を廃止しているのであって、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。また、2014年12月18日、国連総会は、すべての死刑存置国に対し、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議を過去最高数である117か国の賛成多数で採択した。

このような趨勢の中で死刑執行を繰り返す日本の姿勢は人権を尊重する国際社会から批判されており、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年、日本政府に対し、死刑の廃止について十分に考慮すること等を勧告した。

また、2014年3月には、いわゆる袴田事件について、静岡地方裁判所が再審開始決定をし、袴田巖氏は48年ぶりに釈放された。袴田事件によって、日本社会は、冤罪の恐ろしさとともに死刑という不可逆的な刑罰のもつ問題点を強く認識したはずである。

2012年以来、上記のような国内外の情勢があるにもかかわらず、あえてこれに逆行するかのように死刑執行を繰り返す安倍内閣の姿勢は、生命と人権軽視の体質を如実に表すものと言わざるを得ない。

当会は、このような死刑執行に強く抗議するとともに、改めて死刑執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止についての全社会的議論を踏まえたうえで、死刑制度の抜本的な見直しを行なうことを強く求めるものである。

2016（平成28年）4月14日

千葉県弁護士会

会長 山村清治